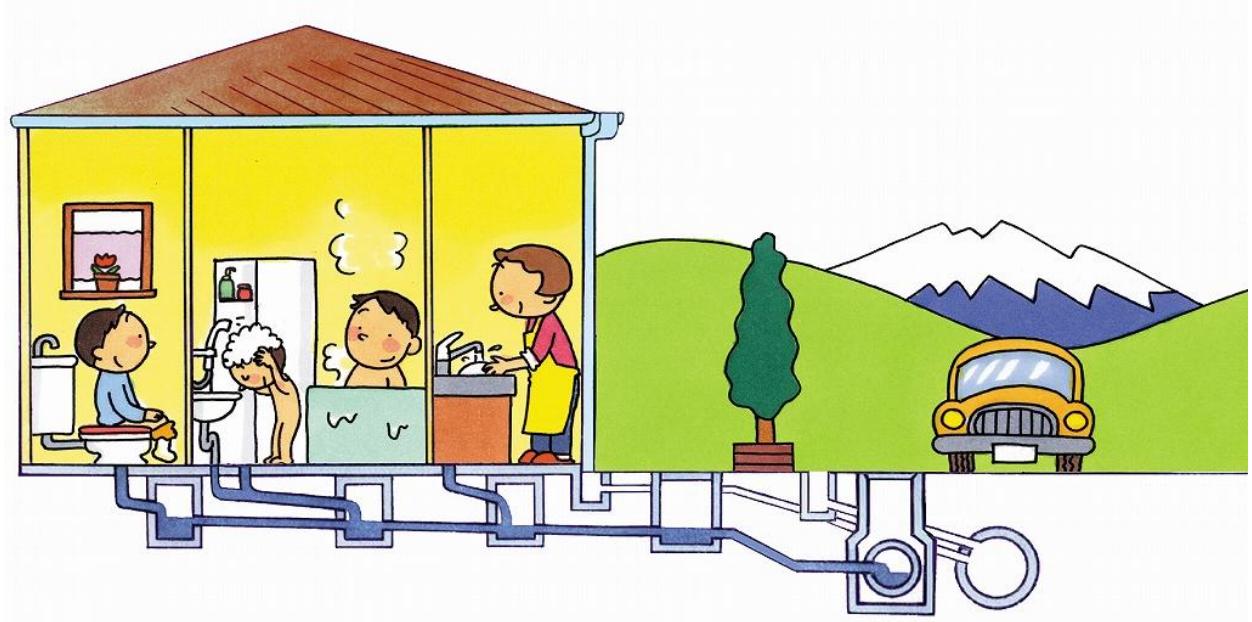
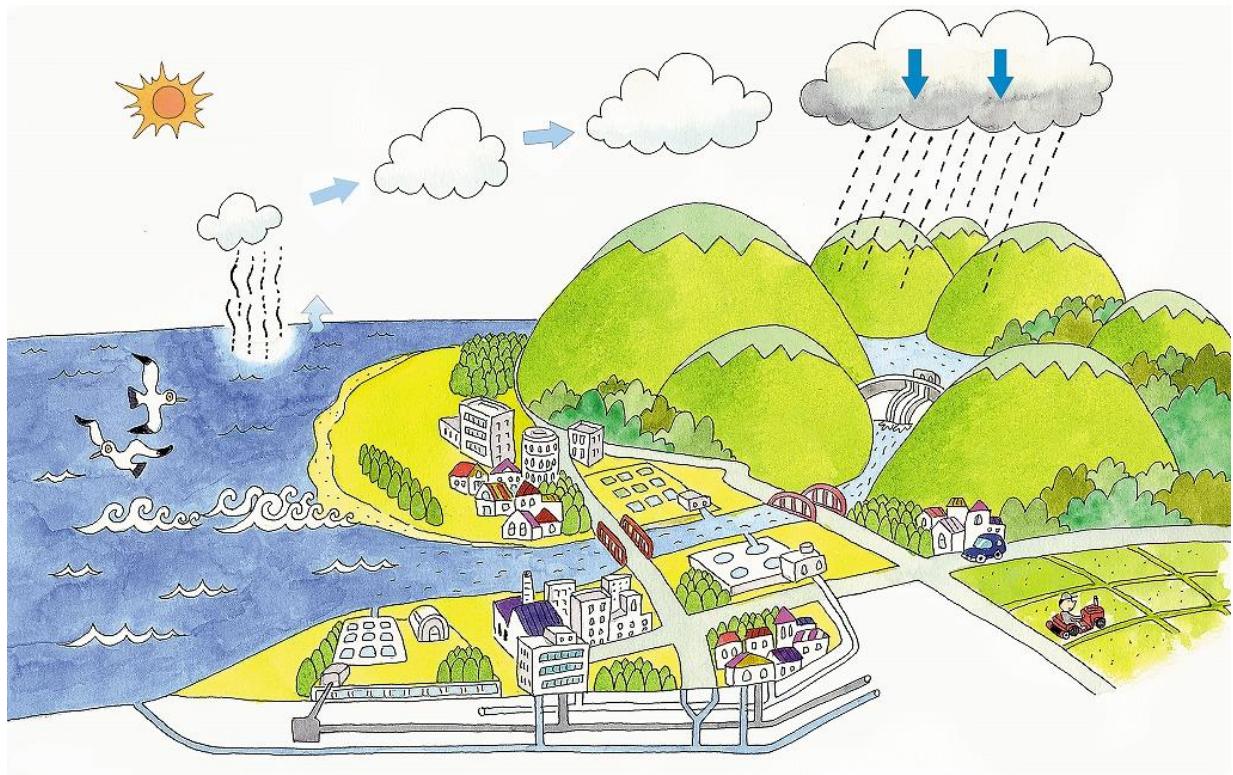


下水道事業受益者負担金のしおり

—住みよい環境づくりのために—

R5.3 更新



稻城市 都市環境整備部 下水道課

受益者負担金制度

私たちが生活していくうえで、水は絶対に欠かせないものです。しかし、家庭や事業所などから出される汚れた水は、側溝や水路に入つて大きな河川や海に流れ込み、水質を悪化させ、豊かな自然を破壊することになります。

公共下水道が整備されると、家庭や事業所などから出された汚れた水が衛生的に排除できるようになります。その結果、側溝や水路に汚れた水が流れないようになり、ハエや蚊の発生、悪臭などが軽減されます。また、浄化槽の管理や汚泥の汲み取りといったわざらわしさからも解放されます。

このように公共下水道は、豊かな自然を守り、快適な生活環境を生み出すために欠くことのできない都市施設です。

そのため市では、公共下水道整備事業を積極的に進めているわけですが、この事業には多額の費用が必要になります。

そこで、一日も早く公共下水道を完備して住みよい街にするため、下水道が整備されることによって利便を受ける方（受益者）に建設費の一部を負担していただく「受益者負担金制度」を採用しております。

この制度は、下水道が整備される区域の土地の所有者や権利者を受益者とし、土地の面積に応じて事業費の一部を負担していただくものです。

この制度の施行により、皆様の要望に応えるよう計画を推進しておりますので、ご理解とご協力をお願いします。



受益者（負担金を納めていただく方）

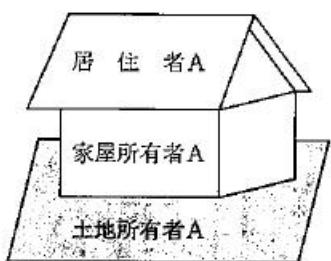
公共下水道の整備事業が完了した区域内の土地所有者または権利者（地上権者・質権者・借地権者等）の方が受益者になりますので、これらの方に負担金を納めていただくことになります。

税金などと異なり、土地の面積に応じて、一度だけお支払いいただいています。公共下水道の事業の完了に応じていますので、公共下水道に未接続の土地であってもお支払いいただいています。

ただし、一時使用のために設定された権利（アパート、社宅、公営住宅などの借家人・資材置場・工事作業場等）の場合は、受益者とはなりません。

～ 一般には、次の方が受益者となります。 ～

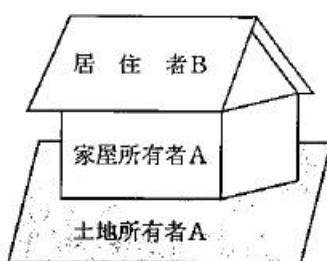
例 1.



Aの土地にAが家を建て
Aが住んでいる場合

受益者は A

例 2.



Aの土地にAが家を建て
Bが住んでいる場合

受益者は A

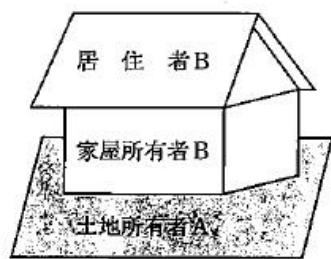
例 3.



Aの土地でAが使用して
いる場合

受益者は A

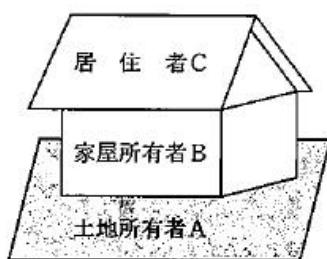
例 4.



Aの土地にBが家を建て
Bが住んでいる場合

受益者は B

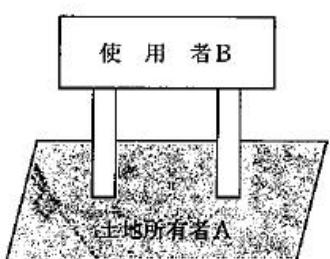
例 5.



Aの土地にBが家を建て
Cが住んでいる場合

受益者は B

例 6.



Aの土地でBが使用して
いる場合

受益者は A 又 B

※ 家屋など登記されている場合以外は A 又は B で協議の上決定していただきます。

負担金の対象となる土地

市では、昭和60年を初回として、賦課対象区域を順次定め、公告し、負担金を納めていただいています。

賦課対象区域の公告は、市役所の公告掲示板でお知らせしています。

この公告された区域内のすべての土地の所有者または権利者の方が、負担金を納めていただく対象になります。



負担金の額

受益者の皆さんに負担していただく負担金は、所有または権利のある土地の面積に、現在定められている下記の単位負担金額を乗じて算出します。なお、その土地に対する負担金の賦課・徴収は、一度だけのものです。

単位負担金額は1平方メートル当たり490円です。

$$\boxed{\text{土地面積 (m}^2\text{)} \times 490 \text{ (円/m}^2\text{)} = \text{納付していただく負担金額}}$$

例1. 宅地165平方メートル（約50坪）の場合

$$165 \text{ (m}^2\text{)} \times 490 \text{ (円/m}^2\text{)} = 80,850 \text{ 円} \cdots \text{負担金額}$$

(10円未満の端数が発生した場合は切り捨てます。)

例2. 農地992平方メートル（約1反歩）の場合

$$992 \text{ (m}^2\text{)} \times 490 \text{ (円/m}^2\text{)} = 486,080 \text{ 円} \cdots \text{負担金額}$$

(10円未満の端数が発生した場合は切り捨てます。)

★ ただし、農地（生産緑地等）には徴収猶予制度（詳細は5ページ）があり、申請により定められた徴収猶予が受けられます。（生産緑地の場合は100パーセント）

$$\text{負担金額} - \text{徴収猶予金額} = \text{差引納付金額}$$

$$486,080 \text{ 円} - 243,040 \text{ 円} = 243,040 \text{ 円}$$

※ 徴収猶予金額は、猶予事由が消滅したときから納めていただくことになります。

負担金を納めていただく方法

負担金の納付には、分割納付と一括納付があります。一括納付を希望される方のみ「一括納付申出書」を提出していただきます。その後、市から送付する納入通知書により納付していただきます。

◇ 分割納付の場合

受益者の皆さんのが納めやすいように、負担金を5年に分割し、1年をさらに4期に分けて計20期で納めていただきます。

例えば、宅地165平方メートル（約50坪）の場合に納付される負担金は、下記のとおりになります。

負担金額80,850円【 $165\text{ (m}^2\text{)} \times 490\text{ (円/m}^2\text{)}$ 】

各年の負担金		期ごとの負担金			
各年	負担金	第1期 6月 1日～30日	第2期 9月 1日～30日	第3期 12月 1日～25日	第4期 3月 1日～31日
1年目	16,210円	4,090円	4,040円	4,040円	4,040円
2年目	16,160円	4,040円	4,040円	4,040円	4,040円
3年目	16,160円	4,040円	4,040円	4,040円	4,040円
4年目	16,160円	4,040円	4,040円	4,040円	4,040円
5年目	16,160円	4,040円	4,040円	4,040円	4,040円

(計80,850円)

なお、納付期限までに負担金を納めていただかないと、延滞金が加算されますので、期限までに納入通知書により最寄りの市指定金融機関等で納めてください。

◇ 一括納付のおすすめ

負担金は5年に分割して納めていただくようになっていますが、5年分あるいは各年度分をまとめて納めていただくこともできます。

納期前に納付した前納額に対して、次のような割合で報奨金が交付されます。しかし、一つの納期の負担金が10万円を超える部分については、報奨金は交付されません。

一括納付報奨金交付率

一括納付した年数	1年分	2年分	3年分	4年分	5年分
報奨金交付対象納期数	3	7	11	15	19
報奨金交付率%	4	8	12	16	20

例えば、前ページの負担金（80,850円）を第1回目の納期に5年分一括納付すると、次のとおり報奨金15,300円となります。一括納付を確認後、市から支払いのための申請書を送付します。申請後、報奨金が交付されます。

負担金	報奨金の対象となる分			報奨金	
	納期	納期数	前納額	交付率	報奨金
80,850円	2～20回	19期	76,760円	20%	15,300円

※報奨金は、端数が100円未満、または全額が100円未満の場合は交付されません。

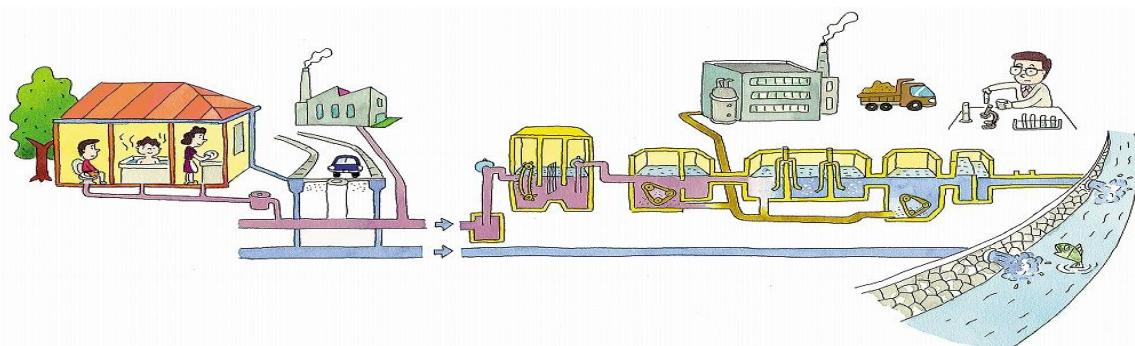
負担金の徴収猶予

農地等土地の状況によるとき、または災害その他の事故で負担金を納めていただくことが難しいと認められたときは、次のとおり負担金の徴収を猶予する制度が定められています。

この場合にも必ず申請していただくことになりますので、市までお申し出ください。

受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予の対象項目	摘要	猶予期間	猶予率%
受益者がその財産につき震災、風水災、火災その他の災害を受けたとき。	公の罹災証明を添付すること。	市長の認定する期間	その状況に応じて市長の認定する率
受益者がその財産につき盗難にあったとき。	公の盗難証明を添付すること。		
受益者又は受益者と生計を共にする親族が病気又は負傷により長期療養を必要とするとき。	医師等の証明を添付すること。		
係争地の場合		受益者の決定(判定)の日までの期間	100
生産緑地法（昭和49年法律第68号）に規定する生産緑地 東京都優良集団農地 稻城市生産緑地		指定期間中	100
その他、市長が特に猶予する必要があると認めるとき。		市長の認定する期間	その状況に応じて市長の認定する率



負担金の減免

負担金は、公告した区域内の全ての土地に賦課されますが、土地の利用状況及び受益者の負担能力によって、次のとおり減免の制度が定められています。

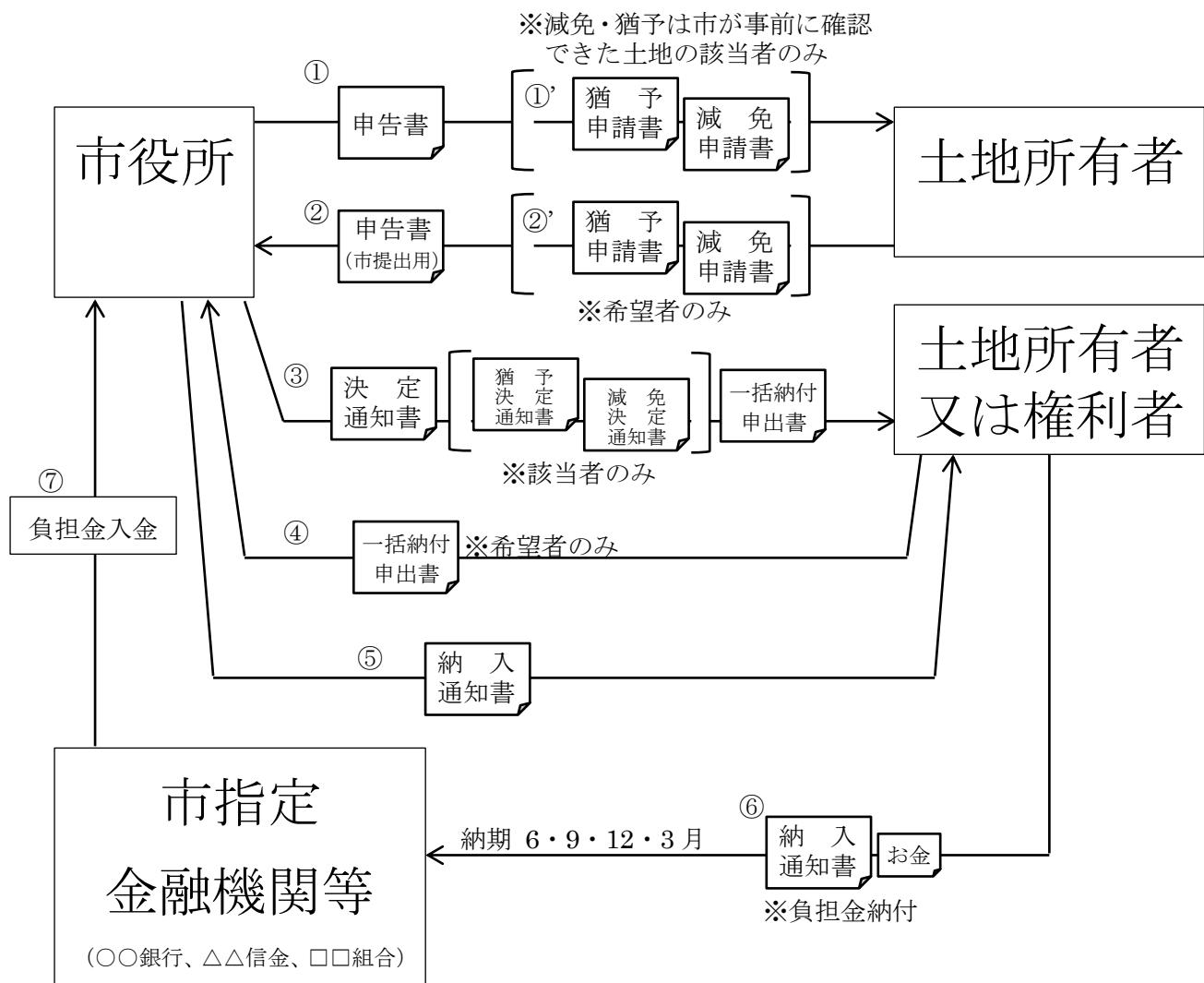
この場合は必ず申請が必要となりますので、市までご相談ください。

受益者負担金減免基準

減免の対象となる土地	減免率%	減免の対象となる土地	減免率%	
国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地	学校施設用地	75	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置するもののうち教育のために使用している土地	75
	社会福祉施設用地	75	墓地埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）による土地	100
	警察法務収容施設用地	75	宗教法人法（昭和26年法律第126号）による土地	50
	一般庁舎用地	50	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に定める事業者が直接その本来の事業の用に供する土地	100
	社会教育施設用地	50	駅舎、プラットホーム、軌道敷等	40
	病院及び診療施設用地	25	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業で同法第22条の社会福祉法人が経営する施設に係る土地	75
公務員宿舎用地	25	国又は地方公共団体が文化財に指定したものの土地	100	
国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地	企業用財産となっている土地	地区、自治会又は町会等が所有し又は使用している施設用地	100	
国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地	100	事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者に係る土地	提供した分に対応する範囲で定める率	
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者である受益者に係る土地	100	その他、市長がその状況により特に減免する必要があると認める土地	市長が定める率	

※ 上記減免基準やP 5 の徴収猶予基準に該当する見込みの土地については、あらかじめその土地の内容を記載した申請書を郵送します。減免または徴収猶予をご希望される場合は、内容をご確認の上、申請してください。そのほかに対象となる土地がある場合も申請が必要になりますので、その際は市までご相談ください。

申告から納付まで



◇ 受益者の変更について

土地を売買したり、土地を貸したりして受益者が変わった場合は、速やかに届出をしてください。届出がされないと、そのままの受益者が負担することになります。

◇ 住所等の変更について

受益者または納付代理人が住所等を変更した場合は、届出をしてください。

受益者負担金についてのお問い合わせは、…

〒206-8601 東京都稻城市東長沼 2111 番地

稻城市役所 都市環境整備部 下水道課

☎042-378-2111（代） 内線 363